

## 【本市の母子生活支援について】

母子生活支援施設運営指針（平成24年3月29日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）と本市の現状

◆母子生活支援施設は、配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所したものについて相談その他の援助を行うことを目的とした施設（根拠法令：児童福祉法第38条）

国が示す施設の主な役割	ひまわり荘における支援（～H31.3.31）	ひまわり荘休止後の支援（H31.4.1～）
●住む場所の提供	●居室の提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市営住宅の母子抽選優先枠の拡大（毎月1枠から3枠へ）</li> <li>●連帯保証人が確保できない世帯への支援</li> <li>●母子緊急一時保護宿泊費等援護費支給事業の創設</li> </ul>
●母親に対する自立支援（就労、家庭生活、養育等）	<ul style="list-style-type: none"> <li>●母子支援員（3名）による面談等</li> <li>①生活支援（随時）：施設入所における日常生活支援</li> <li>②母親懇談会（毎週）：入所に関するルール確認及び連絡事項の伝達</li> <li>③母親面談（年4回）：各自、設定した年間の自立目標に基づき、自立に向けた進捗状況の確認や個々の相談を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「子ども家庭総合支援拠点事業」の開始により子ども家庭支援を強化</li> <li>●こども家庭相談センターの母子・父子自立支援員（4名）及び女性相談員（3名）による最低月1回の家庭訪問</li> <li>①母親に対する就労、家庭生活、養育等支援</li> <li>②児童に対する学習、家庭生活、交友等支援</li> </ul>
●児童に対する自立支援（学習、家庭生活、交友等）	<ul style="list-style-type: none"> <li>●少年指導員（2名）による面談等</li> <li>①生活支援（随時）：施設入所における日常生活支援</li> <li>②児童面談（年2回）：各自、設定した年間の自立目標に基づき、自立に向けた進捗状況の確認や個々の相談を実施</li> <li>③レクリエーション：節分豆まき、ひな祭り、五月節句、七夕、入学・卒業お祝い会、誕生会等を実施</li> </ul>	
●児童虐待防止やDV被害者への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>●未実施</li> <li>※こども家庭相談センター職員が対応</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「子ども家庭総合支援拠点事業」の開始により子ども家庭支援を強化</li> <li>●こども家庭相談センター職員が随時対応</li> </ul>

## 【県内の母子生活支援施設一覧】

施設名	施設開所日	所在地	設置主体	入所定員	入所世帯数 (2019年3月31日現在)	複合事業
須賀川市 母子生活支援施設	1972年4月 (昭和47年)	須賀川市南町169	須賀川市 (公設公営)	9世帯	4世帯	※母子生活支援単独施設
母子生活支援施設 福島敬香ハイム	1983年4月 (昭和58年)	福島市腰浜9-1	社会福祉法人 福島敬香会 (民設民営)	40世帯	20世帯	※母子生活支援単独施設
母子生活支援施設 はる	2017年7月 (平成29年)	会津若松市一旗町大字 亀賀字藤原22-16	社会福祉法人 たちあおい (民設民営)	10世帯	10世帯	・就労継続支援A型事業所 ・老人デイサービス
母子生活支援施設 ひまわり荘	1971年7月 (昭和46年) ※2019年4月 (平成31年) から休止	郡山市希望ヶ丘1-17	郡山市 (公設公営)	38世帯	3世帯	※母子生活支援単独施設

【県内における主な婦人及び児童保護施設一覧】

施設等名	根拠法令	施設等の定義	施設数	総定員	本市関係 入所者等数 (2019年 3月31日現在)
婦人保護施設	売春防止法第36条	●要保護女子を収容保護するための施設	1 施設	40人	5人
児童養護施設	児童福祉法第41条	●乳児を除く、保護者のいない児童又は虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて養護し、併せてその自立を支援する施設	8 施設	378人	66人
乳児院	児童福祉法第37条	●保護者のいない乳児又は虐待されている乳児等を入院させて養育する施設（※概ね2歳以下）	1 施設	40人	1人
児童自立支援施設	児童福祉法第44条	●不良行為をし又はなすおそれのある児童及び環境上の理由により生活指導を要する児童を入所又は通所させ必要な指導を行い、その自立を支援する施設	1 施設	50人	7人
児童自立生活援助事業 (自立援助ホーム)	児童福祉法第6条の3第1項	●義務教育終了後、里親やファミリーホームへの委託又は児童養護施設や児童自立支援施設等への入所措置が解除された児童に暮らしの場を与える施設（※1施設あたりの定員6人）	2 施設 (本市内：1施設)	12人 (本市内：6人)	4人
小規模住居型児童養育事業 (ファミリーホーム)	児童福祉法第6条の3第8項	●社会的養護を必要とする子どもを養育者の家庭に迎い入れて養育する家庭養護（※1施設あたりの定員5～6人）	3 施設 (本市内：1施設)	18人 (本市内：6人)	1人
児童相談所一時保護所	児童福祉法第12条の4	●概ね2か月程度、児童を一時的に保護する施設	4 施設 (本市内：1施設)	48人 (本市内：12人)	11人
里親制度	児童福祉法第6条の4	●要保護児童を養育することを希望する者	—	—	15人
母子生活支援施設	児童福祉法第38条	●配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立のためにその生活を支援することを目的とした施設	3 施設	59世帯	—